

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の一部改定及び パブリック・コメント手続を実施しない理由等について

令和5年4月1日に施行された、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」（以下「法」という。）では、法施行日から6か月以内に市町村が定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）を改定することとされているほか、県の基本方針に則したものでなければならぬとされているものです。

基本構想の改定にあたっては、法の規定により、基本構想改定（案）を町農業委員会及び県央愛川農業協同組合への意見照会をしなければならないこと、さらには、県知事と協議し、同意を得なければならないこととされております。

また、愛川町自治基本条例第19条第1項第2号（基本構想及び町全般若しくは個別行政分野に係る基本的な計画の策定又は改定）に該当し、パブリック・コメントの手続きの対象となりますが、上記の経緯により、パブリック・コメントの手続きを行う時間的な猶予がないことから、愛川町自治基本条例第19条第2項第4号（迅速若しくは緊急を要するもの）の規定を適用し、パブリック・コメントの手続きを実施しないこととしたものです。